

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。

- (1) 環境監視の方法
- (2) 環境放射線等の調査測定結果
- (3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況
- (4) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項

(委 員)

第 3 条 委員会は、委員 29 人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に、技術専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、会長が指名する委員及びその他会長が適当と認める者をもって構成する。

3 専門部会は、委員会の任務のうち、技術的事項を所掌する。

(部会長)

第 8 条 専門部会に部会長 1 人を置く。

2 部会長の選任は、部会を構成する委員の互選による。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務の処理)

第 9 条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。

(雑 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。

- (1) 環境監視の方法
- (2) 環境放射線等の調査測定結果
- (3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況
- (4) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項

(委 員)

第 3 条 委員会は、委員 29 人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に、技術専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、会長が指名する委員及びその他会長が適当と認める者をもって構成する。

3 専門部会は、委員会の任務のうち、技術的事項を所掌する。

(部会長)

第 8 条 専門部会に部会長 1 人を置く。

2 部会長の選任は、部会を構成する委員の互選による。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務の処理)

第 9 条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。

(雑 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。